中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の11第２項	10042	法規別表六の二(十)「27」の欄の金額
	第68条の11第３項	10043	法規別表六の二(十)「36」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六の二(十)「28」」を「別表六の二(十一)「28」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十)「41」」を「別表六の二(十一)「41」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第68条の14第１項（償却費）(平成30年旧措置法第42条の10第１項第１号)	10569	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成30年旧措置法第68条の14第１項（平成30年旧措置法第42条の10第１項第１号))	10570	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	平成30年旧措置法第68条の14第１項（償却費）(平成30年旧措置法第42条の10第１項第２号)	10487	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成30年旧措置法第68条の14第１項（平成30年旧措置法第42条の10第１項第２号))	10488	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の14第１項（償却費）	10605	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の14第１項)	10606	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十二）「18」」を「別表六の二(十二)「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十三)「18」」を「別表六の二(十三)「25」」に改め、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同表特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）	平成30年旧措置法第68条の15の２第１項	10571	法規別表六の二(十六)「14」の欄の金額
	平成30年旧措置法第68条の15の２第２項	10583	法規別表六の二(十六)「45」の欄の金額
	第68条の15の２第１項	10607	
	平成30年旧措置法第68条の15の２第３項	10555	法規別表六の二(十六)「51」の欄の金額
	第68条の15の２第２項	10608	

様式第二の記載要領第四号の表雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）	平成30年旧措置法第68条の15の６第１項	10588	法規別表六の二(二十)「40」の欄の金額
	第68条の15の６第１項	10609	
	第68条の15の６第２項	10610	法規別表六の二(二十一)「21」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項及び生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える。

革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の７第１項（償却費）	10611	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10612	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の７第２項	10613	法規別表六の二(二十二)「23」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表自動車教習用貨物自動車の特別償却の項の次に次のように加える。

再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	第68条の16第１項の表の第４号（償却費）	10614	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10615	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備の特別償却）の項を次のように改める。

特定地域における電気通信設備の特別償却	平成30年旧措置法第68条の26第１項（償却費）	10573	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10574	法規別表十六(九)「８」の欄の金額